

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 6 月 定 例 会 ——

平成18年6月23日（金）

開 催 日 時 平成18年6月23日（金） 午後2時08分～午後3時18分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
大橋直子教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
中澤史充学務課長
諸井康次学務課長補佐
市川清学校給食センター所長
有川知樹指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
阿部裕生涯学習推進課長補佐
大沼卓郎体育課長
島林正美公民館長
蛭田廣一図書館長
島川浩一指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 なし

午後2時08分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

それでは、ただいまから教育委員会の6月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○堀内委員長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員及び私、堀内でございます。

では、議題に入ります。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

初めに、教育長報告事項です。

教育長報告事項（１）市議会６月定例会一般質問等について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）市議会６月定例会一般質問等について、報告いたします。

市議会６月定例会は、６月６日から開会いたしまして、６月２７日の最終本会議で閉会になります。

６月７日から６月９日までの３日間に一般質問がございました。一般質問においては２０人の議員から５１の質問が出され、うち教育委員会に関係し、私が答弁を行ったものが１０件という内容でございます。

これらにつきましては、資料№１に載せてありますので御覧ください。

なお、生活文教委員会につきましては、今回は審査がございませんでした。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）小平市教育委員会交際費支出基準の全部改正について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）小平市教育委員会交際費支出基準の全部改正について、報告いたします。資料№２をごらんください。

本件は、市長交際費支出基準の改定に伴い、他の行政委員会とも調整の上、市長交際費支出基準に準じた内容に全部改正を行ったものでございます。

改正の概要といたしましては、（１）葬儀における弔意金、供物を廃止し、供花を原則とすること。（２）供花の支出を改正前基準の花輪対象者のみとすること。（３）条文の整理を行い、支出の具体的基準を別表の支出基準表によることとすること。（４）傷病見舞金を削除すること。（５）行事祝の対象を関係機関・団体と各種団体を統合し、各種私立学校と市代表大会を削除すること。（６）行事祝における支出は飲食を伴う場合として、５，０００円以内を原則とすること、ただし会費等が明示されている場合には会費相当額を支出できるものとすること。

以上が概要でございます。

なお、改正後の基準については、７月１日からの実施を予定しております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）平成１７年度中学校給食費会計収支報告について、坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（３）平成１７年度中学校給食費会計について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

本件は、６月６日に３名の監査委員により「平成１７年度中学校給食費会計収支決算書」と諸帳簿及び証拠書類等を監査していただき、承認されたものでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（４）寄附の受領についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（４）寄附の受領について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔Ⅰ〕は、小平市上下水道工事店会様から、育英基金として金２０万円の御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、小平市平櫛田中館友の会様から、平櫛田中に係る作品集、色紙、絵はがき及び図録、計６４３万４、９６０円相当を、小平市平櫛田中彫刻美術館への御寄附でございます。これらの品は、これまで小平市平櫛田中館友の会にて制作、販売していたところ、このたび、会が解散することから、市で譲り受け、当館で販売を継続するものです。

それぞれ有効活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、17件でございます。

初めに、受付番号（13）でございます。事業名は、第21回定期演奏会（楽器体験）、主催団体は小平青少年吹奏楽団、実施期日は平成18年8月20日、会場はルネこだいら大ホールでございます。毎年使用承認しております。

次に、受付番号（14）でございます。事業名は、「あいサポート」講演会と研修会。主催団体は東京都立八王子盲学校、東京都教育委員会。実施期日は平成18年8月22日。会場は本多公民館（国分寺市）でございます。今回初めての承認でございます。事業内容は、講演、視覚障害者への地域支援のあり方、それからパネルディスカッション、体験コーナー、相談コーナー等の事業内容でございます。費用は無料でございます。

次に、受付番号（15）、事業名は、笛吹きたちによるサロンコンサート。主催団体はJOUEURS DE FLUTE（ジュアー・ド・フルート）。実施期日は平成18年9月9日。会場はルネこだいらレセプションホールでございます。今回初めての承認でございます。事業内容は、フルートとピアノによる室内楽コンサートでございます。入場料は1,000円ですが、60歳以上と中学生以下は無料でございます。

次に、受付番号（16）、事業名は、第38回小・中学生のための陸上競技教室。主催団体は小平市陸上競技協会。実施期日は、平成18年8月1日から8月5日。会場は、小平市中央公園陸上競技場でございます。こちらは毎年承認しております。参加費は、小学生500円、中学生1,000円です。

次に、受付番号（17）、事業名は、伝統文化こども教室、日本舞踊こども教室。主催団体は小平市日本舞踊こども教室。実施期日は平成18年8月から平成19年3月の第1・3土曜日。会場は美園地域センターでございます。前回、平成17年6月に承認しております。費用は月額2,000円でございます。

次に、受付番号（18）、事業名、心とからだの健康セミナー五周年記念市民公開講座。主催団体はストレス対策委員会。実施期日は平成18年11月12日。会場は武蔵野公会堂でございます。毎年承認しております。参加費は2,000円でございます。

次に、受付番号（19）、事業名、伝統文化こども教室、和装礼法こども教室。主催団体は、小平市装道和装礼法こども教室実行委員会。実施期日は、平成18年7月1日から平成19年2月3日。会場は、東部市民センター、小川東第二地域センターでございます。前回、平成17年6月に承認しております。費用は無料ございまして、こちらの事業は文化庁からの補助金で行うとお聞きしております。

次に、受付番号（20）、事業名は、2006平和のための戦争展・小平（第12回）。主催

団体は「平和のための戦争展・小平」実行委員会。実施期日は、平成18年8月17日から20日。会場は、中央公民館でございます。毎年承認しており、事業内容は、展示と講演とバイオリンによる文化行事でございます。展示内容は、小平と戦争、東京地区への空襲等でございます。

次に、受付番号(21)、事業名は、市民ラグビー教室。主催団体は、小平市ラグビーフットボール協会。実施期日は、平成18年6月18日。会場は、東京障害者職業能力開発校でございます。今回初めての承認でございます。事業目的はラグビー、タグラグビーを通じて、子どもたちの健全育成及び心身ともに健康な体をつくるとともに、市内での少年少女に対するラグビーフットボール協議の普及発展を図るというものでございます。参加費は500円でございます。

次に、受付番号(22)、事業名は、東京学芸大学平成18年度教員養成学部フレンドシップ事業「夏休み造形教室」。主催団体は、国立大学法人東京学芸大学。実施期日は、平成18年7月22日、23日。会場は、東京学芸大学、芸術・スポーツ科学研究棟4号館でございます。今回初めての承認でございます。事業内容は、小学生の夏休み期間中における、自由で主体的な活動を造形教育、図工、美術の分野で支援するため教室を開催するというものでございます。参加費は無料でございます。

次に、受付番号(23)、事業名は、伝統文化こども教室、こども和太鼓教室。主催団体は、小平こども和太鼓教室。実施期日は、平成18年7月から11月、計20回。会場は、小平第六小学校音楽室でございます。今回初めての承認でございます。事業内容は、和太鼓を通じて日本の伝統芸能を学び、地域の青少年が健全な心身を育成できるよう、こども和太鼓教室を開催するというものでございます。参加費は無料でございます。

次に、受付番号(24)、事業名は、第32回小平夏まつり。主催団体は、小平夏まつり実行委員会、東京都教育委員会。実施期日は、平成18年7月15日。会場は、都立小平養護学校内でございます。毎年使用承認しております。入場は無料でございます。

次に、受付番号(25)、事業名、お父さんお帰りなさいパーティー。主催団体は、地域デビュー支援サークル「とまり木」。実施期日は、平成18年7月8日。会場は、小平市福祉会館でございます。今回初めての承認でございます。退職後の第3の人生を地域社会で豊かに楽しく生活していただくよう、地域活動参加のきっかけづくりの機会と場をつくることを目的の会、「とまり木」が主催でございます。参加費は1,000円でございます。

次に、受付番号(26)、事業名、この街でこの子を育てようVI。主催団体は、こっぺの会。実施期日は、平成18年7月7日、9月5日。会場は、小平市福祉会館でございます。今回初めての承認でございます。事業目的は軽度発達障害児のコミュニケーション支援でございます。参加費は会員300円、一般500円でございます。

次に、受付番号(27)、事業名は、冬の日コンサート VOL. 3。主催団体は、DUO・PANTIA(デュオ・パンティア)。実施期日は、平成18年12月2日。会場は、国分寺市立いずみホールでございます。今回初めての承認でございます。こちらの事業内容は、フルートとピアノによる室内楽コンサートでございます。入場料は1,000円ですが、60歳以上と中学生以下は無料でございます。

次に、受付番号（２８）、事業名は、伝統文化華道こども教室。主催団体は、小平市伝統文化華道こども教室。実施期日は、平成１８年７月８日から平成１９年３月１７日。会場は、中央公民館第４学習室でございます。今回初めての承認でございます。事業目的は、華道の歴史と生け花を通して、心の豊かさ、やさしさを教えるというものでございます。費用は計３，６００円でございます。

終わりに、受付番号（２９）、事業名は、伝統文化こども教室、いけばな子ども教室。主催団体は、いけばな子ども教室。実施期日は、平成１８年９月２日から平成１９年３月２４日。会場は、中央公民館でございます。今回初めての承認でございます。事業目的は伝統文化である生け花の技術を子どもたちに継承するというものでございます。費用は６，０００円でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（５月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

５月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をさせます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

５月分の事故報告でございます。

初めに交通事故についてです。交通事故は、管理下では小学校で１件、管理外では小学校で４件、中学校で１件ございました。

管理下の交通事故ですが、①小学校４年女子が、登校中、バイクに足の甲をひかれたというものの。

また、管理外では、②小学校３年男子が、公園から道路に飛び出し、車と接触し、右足首を骨折したものの。

③小学校４年男子が、路上で、後ろから来たバイクに接触され、転んで頭を打ったもの。

④小学校３年男子が、よく確認せず道路を横断したところ、車と接触し、左足を踏まれ、指に裂傷を負ったもの。

⑤小学校３年女子が、自転車で交差点を通過中、原付バイクと接触し、右すねに擦り傷を負ったものです。

中学校では、⑥中学校3年女子が、自転車で走行中、信号無視の車に接触し、転んで腰に打撲を負ったものです。

このうち、②、④、⑤のケースにつきましては、救急車で病院に搬送されています。

次に、一般事故についてでございます。一般事故は、小学校で17件、中学校で4件の事故がございました。

小学校の登下校時の事故としましては、①小学校3年男子が、下校中、他の児童が振り回した傘が眉間付近に当たり、打撲を負ったもの。

休み時間、放課後等の事故としましては、②小学校2年男子が、休み時間中、鬼ごっこで他の児童とぶつかり、転んで上前歯を打ったもの。

③小学校4年女子が、清掃時間中、他の児童とふざけていて、廊下の手すりに歯をぶつけ、前歯を折ったもの。

④小学校6年男子が、児童集会中、ゲームの最中に転倒し、左足首を骨折したもの。

⑤小学校2年男子が、休み時間中、体育館でボール遊びをしていて、壁の突出部分に頭をぶつけ、切り傷を負ったもの。

⑥小学校5年女子が、放課後、他の児童と手をつないで階段を降りていたところ、転倒し、左足を捻挫したもの。

⑦小学校3年男子が、休み時間中、校庭でボール遊びをしていて、ボールが左目に当たり、痛みを覚えたもの。

⑧小学校6年男子が、休み時間中、昇降口で他の児童が閉めたドアに指先を挟まれ、挫傷したもの。

⑨小学校6年男子が、清掃時間中、体育館で遊んでいて、マットと壁の間にはさまれ、左ひじを挫傷したもの。

⑩小学校2年男子が、給食時間中に、椅子でふざけていて倒れ、右手の指を骨折したものです。

授業中の事故としましては、⑪小学校6年男子が、体育の授業中、表現運動中に転倒し、上顎を打撲し、前歯2本を折ったもの。

⑫小学校1年女子が、これも体育の授業中、走っていて壁に右足をぶつけ、指の辺りを傷めたもの。

⑬小学校6年女子が、体育の授業中、組み体操で他の児童が倒れかかり、右足小指を骨折したもの。

⑭小学校5年男子が、体育の授業中、組み体操で倒立の際に転倒し、左手薬指を骨折したもの。

⑮小学校4年女子が、体育の授業中、ドッチボールがぶつかり、右手小指を剥離骨折したもの。

⑯小学校4年男子が、体育の授業中、ポートボールをしていて、右足首を捻挫したもの。

⑰小学校6年男子が、体育の授業中、登り棒の上から落下し、左手首を骨折したもの。

次に、中学校で起きた事故です。

休み時間、放課後等の事故としましては、⑱中学校1年男子が、休み時間中、教室内で他の生徒が傘で打った消しゴムが左目に当たり、網膜を傷つけたもの。

部活動中の事故としましては、⑲中学校3年男子が、サッカーの練習中、相手の足につまずいて転倒し、左手首を骨折したものの。

それから、⑳中学校2年男子が、サッカーの試合中に、相手の歯が頭に当たり出血したものの。

それから㉑中学校2年女子が、バトミントンの練習中に、左足で着地した際、ひざに痛みを覚えたものでございます。

歯に関する事故が小学校で3件、骨折が小学校で2件、中学校で5件の計7件ございました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題は、教育長報告事項（7）及び議案第6号及び第7号につきましてですが、これらは人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容です。後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては非公開で扱いたいと存じます。

したがいまして、教育長報告事項（1）から（6）までにつきまして、御質問、御意見等がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。小池委員。

○小池委員

それでは、6月市議会定例会で一般質問があります。質問内容8番ですが、ここで国旗・国歌の問題を取り上げておりますので、私もこの機会にこういう問題に対してどういうふうにか考えるべきかを確かめる意味もございまして、意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、学校が学習指導要領に基づきまして、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導することというふうになっておりますので、これにつきましては、まったく私は問題ないことだというふうに思えます。それからその後の国会答弁等におきましても、指導を否定するようなことは一言も出ておりませんので、この方向で何ら問題はないのではないだろうかという気がしております。

今回、強制か指導かという言葉の使い方の問題がかなり問題になっているようでございます。そこで私は広辞苑を見まして、強制という言葉はどういう意味を、どういうふうに使われるのだろうかということを確認してまいりました。この強制という言葉は、威力、権力を用いて人の自由意志を押さえつけ、無理やりにさせる、させるというのは行動に移すということですね。させることであります、というふうになっております。また、この指導というのは、ある目標に向かって教え導くことというふうになっております。今回いろいろ取り上げておられます発言というのは、私が見ますところ、強制というほどのものではないように思っております。といいまするのは、果たして教育委員会、あるいは学校等に、強制をする、威力だとか権力というものには到底あるというふうには思えないのでございます。したがいまして、これはとても強制という定義には当てはまらないのではなかろうか。まして、このような発言は、指導対象者であります児童・生徒に向かつての言葉でございまして、決して大人に対するものでないと思えます。したがいまし

て、あくまで指導の範疇での発言であるというふうに私は思います。

それから、卒業式とか入学式というのは非常に重要な指導の場でありますので、校長先生が、皆さんも生徒のお手本になるように御協力お願いしますというこの発言も、指導に適した環境づくりへの協力要請ということでもありますから、校長として当然の発言であろうというふうに思います。強制を感じずる人もいるということですが、これこそ内心にかかわるもの、それほど問題視することでもないのではなかろうかと、そういうふうに感じます。

したがって、今回の事で、国旗・国歌に対する指導が今後後退しないように、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

実は、私もこの卒業式と入学式の国旗・国歌の関連につきましては、私の発言が一部取り上げられているようなこともありますので、数点申し述べておきたいと思います。

大体、事の発端といいますのは、小・中学校の卒業式、入学式におきまして、式典の司会者が参会者に対して、国歌斉唱のときに御起立をお願いしますと呼びかけているわけでございますが、その際、特定の方が途中から座ってしまうという事態が起きていたわけですね。そのことにつきまして、これは内心の自由の問題であると主張される方もございますが、内心の自由と申しますのは、あくまでも内心の自由でございまして、行動の自由までを保障するものではないと私は理解しております。

それから、このことは、そういう問題以前の、言ってみれば礼儀の問題であるというふうに私は理解しています。つまり、特定の式典に、いわば来賓として出席した方が、その式典の進行に従わない、あるいは式典の進行を乱すような行動をとることは、社会常識、あるいは礼儀の点から考えても、望ましくないことであると思われまます。また、壇上には国旗や、市旗がございしますが、国旗のみならず市旗に対しても、敬意を表さないというのは、まことに残念なことだと思わざるを得ません。

また、議会における質問の中で、この問題に関連して、市民の方から批判の声があったというふうにおっしゃっているようですが、私がこの問題に関連してあちこちから聞いた話は、今までまことに見苦しい感じがして気になっていたことを良くぞ指摘してくれたと、おっしゃる方も多かったということをおし添えておきたいと思っております。

この質問に関連する私の発言は以上でございます。

ほかの問題でいかがでしょうか。伊藤委員。

○伊藤委員

今のやり取りとはちょっと違うんですけども、入学式、卒業式の告辞に関連したことで、4月か5月の定例会で御報告したかったのが、時間の問題もありましたので、ほかのことにまぎれ

て御報告しそびれておりました。これで思い出しましたので、御報告しようと思います。

入学式でしたか、卒業式でしたか、終えたときに地域の方が寄っていらして、教育委員会の告辞がとてもわかりやすく、とてもよかったですとおっしゃってくださいました。それで、あれは私が考えたのではなく、告辞ですから事務局でつくってください、教育長決裁されたものを読み上げました。でも、読み上げるだけではなんですので、少しは覚えて皆さんの方を見ながらお伝えしたのですよと申し上げました。そうしましたら、その方は、教育委員会のイメージが変わりました、こんなに私たちに理解を示してわかりやすい言葉で告辞があったことは本当にうれしく思います、これからも協力したいと思いますとおっしゃったのです。そして、実はたまたま私は幸運にも、もう一方からもそういうお話をいただきました。その前に、私は3月と4月、その告辞を受け取ったときに卒業式のものも、入学式のものも、とても今回は、ちょっとこれは言いにくいとか、どう受け取られるかしらとか、お話しにくいところというのですか、それは言葉に乗せにくいという意味でしかないですけども、そういうところがなくてとてもよくできていたと思っておりましたので、なおのことうれしく感じました。

私ども教育委員も、ちょっとこういう言葉はどうだろうか、言いにくいとか、そういうことを控室の雑談のときに申し上げていたのが、事務局に伝わって今回のものにもなっているかと思うんですけども、ことほどさように地域の方も保護者の方は非常に興味津々で、教育委員会が何を考えているか、どういう態度で自分たちに接しているかということを見る象徴のように、入学式、卒業式の告辞に耳を澄ましているということも、ある意味ではそのときわかりました。ですので、今後とも、その告辞の原稿をいいものを、今年のようなものをつくっていただきたいと思っています。それだけ御報告しておきます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょう。吉田委員。

○吉田委員

今の話とは違いますが、今回の質問の中にもやはり環境教育というものが、ずいぶん出されております。その中におきまして、小平第十三小学校の、校庭緑化の話も出ておりますが、実は先月運動会を参観させていただきましたが、芝生があるということで、運動会そのものが生き生きとして、保護者の方たちも心地よさそうに芝生の上に座っていらっしゃいました。今、小平の中には、この小平第十三小学校だけですけども、今後はこの芝生の、校庭の緑化はほかの学校につくっていくというような予定はあるのでしょうか。そのことをお伺いしたいと思います。

○阿部教育庶務課長

今後つくっていくかにつきましては、小平第十三小学校の芝生について皆様の御意見を伺いながら、検討課題ということで考えております。

○小池委員

今の関連質問ですけれども、この費用は大体どれくらいかかりましたかということと、国からの補助か何かありましたか。ちょっとお伺いしたい。財政も苦しいと思いますので。

○阿部教育庶務課長

費用の総額は、今手元に資料がなくて申しわけありません。国、それから都から費用のほとんどは出ております。

○堀内委員長

管理費は、これは市持ちですね。

○阿部教育庶務課長

芝生の維持管理を委託しております。その管理費用は必要となります。ただ、芝生サポーターの方々等に芝刈り等、いろいろやっていただいておりますので、費用の正確な額は申し上げられないのですが、管理費、これは必要となっております。

○堀内委員長

ありがとうございました。

いかがでしょう。伊藤委員。

○伊藤委員

今回は、この議会の資料をいただいて、初めて知ることでもございまして、そういう意味では事の次第といいましようか、背景やその後の変化などを詳しくお伺いしたいとも思いますが、公開できない部分も、個人情報の部分もあるかと思えますし、本日は表彰式も控えておりますので、それはまたの機会ということにします。就学相談とかのことなどが二、三出ておりました。このことに直接どうというのではないですが、就学相談、そういうのがどのように知らされているか、どのようになっているかということ、改めて、もし自分の子どもが障害を持っていたら、そして来年、学校に上がるのだとしたら、という気持ちにもなって調べてみました。もちろんこの答弁にもありますように、保育園・幼稚園でのそういった連絡会とかに、参加できるということもあるでしょう。それから教育委員会に直接お電話して聞いたりするかもしれません。今でしたら、やはりインターネットで、せっかく小平市のホームページがありますから、調べてみようということもあるかもしれません。それでとりあえず調べてみたら、小平市のホームページで「くらしの情報」から学校教育のところに行きまして、小・中学校のところがありましたけれども、ちょっとわかりにくいですね。まずは御質問ですけれども、このホームページにある学校教育のところにあるこの部分であって、こげらネットの方には就学相談とか、心身障害学級や通級学級

についての説明は、私は見つけられなかったですが、間違いございませんでしょうか。それから、心身障害学級のことについての運営は学務課で、指導は指導課、もちろんそうなるでしょうけれども。それから就学診断や就学相談にかかわることは学務課で、そのあとといいましょうか、教育相談は指導課、そういう分掌事務がされておりますが、この仕分けの仕方、今、特に支障が生じたとか、何かございませんでしょうか。その2点伺いたいと思います。

○中澤学務課長

まず就学相談のホームページの関係で、こげらネットに載っているかという御質問でございますけれども、ホームページの方には掲載しているのですが、こげらネットの方には現在は載ってございません。今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、心身障害学級の運用と、それから実際の教育の方の関係でございますけれども、学務課と指導課の仕分けの問題ですね。就学相談につきましては、就学に係る部分ですので、こちらについては学務課で行っています。当然、新たな心身障害学級の設置についても学務課の方で動いております。実際、学級が始まって、教育の問題になりますと、こちらは指導課の受持ちになります。仕分けの仕方、問題がないかということでございますけれども、相談の関係で申し上げますと、保護者の方が要するに何を相談していいかわからないというようなことがございまして、これは教育の相談なのか、あるいは就学のための相談なのか、その辺が今別々でございまして、その辺は多少ちょっと保護者に不便をかけているかなというふうに思っております。これは今後の課題と受け止めております。

以上でございます。

○伊藤委員

今、課長がまさにおっしゃったその中で私も感じたんですけれども、これだけ小平も心身障害学級がこここのところ増え、通級学級も増え、それから、せっかくそれぞれの持ち場でそれぞれ御尽力くださっているでしょうに、こういう問題は特に感情が生じたりということで誤解も生じ、あるいは実際に足りないところもあったり、そういうことが生じてくることも、今後ますます予想されると思います。

それで、まず情報ということで、もっと丁寧にしていただけるといいかなということが一つ思っています。とりあえずお隣の西東京市を見ましたら、本当に後ほど見ていただきたいんですけども、就学相談に関しまして、詳しく説明がなされております。それから理事の前任地ということがあって、連想しまして、ちょっと狛江市も見ましたら、就学相談の流れというのが詳しく説明されておまして、それから心身障害学級の一覧もありまして、これは非常にわかりやすくなっております。ですから、まずはそういったわかりやすく市民に、市民というのは障害を持ったお子さんの保護者だけでなく、市民全体に伝えるという気持ちも大事だと思うんですけども、こういった情報をもうちょっと丁寧にするということが一つと、それから先ほど申し上げたように、今後この特別支援教育のこともあって、この問題は非常に重要なこととなってくると思いま

す。西東京市には、ちなみに教育相談課というのがあるんですね。そのあたりもちょっと検討の余地があるのではないかと思います。私ども他市へ視察にいても、これは小平ではもうしているねという言葉がつい出てくるくらい教育改革では先進を行っておりましたが、ここへきて、いろいろ問題も多岐にわたりますし、他市に学ぶべきところは率直に学んで、改善ができるところは改善も検討していただけたらなというふうに思いました。

以上です。

○堀内委員長

ただいまのは御意見ということで、答弁は必要ございませんか。

○伊藤委員

もしございましたら。

○中澤学務課長

情報の関係でわかりやすくということですが、我々も決して他市のホームページを見ないわけではございません。現在冊子をつくっていますが、今後インターネット等を利用して、わかりやすく他市のものを参考にして工夫してまいりたいと考えております。

○屋間教育部長

子どものいわゆる相談の件につきましては、我々実務の中でもやはり声があることは事実でございます。今後参考にしながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでございますか。よろしゅうございましょうか。

坂井教育長。

○坂井教育長

先ほどの国旗・国歌の入学式、卒業式における取り扱いについて、堀内委員長の方から今回の質問にかかわって後退するのではないかと心配の意見が出されましたけれども、伊藤委員も言っていますように、あくまで学習指導要領に則って学校は児童・生徒の指導は行いますし、式の運営も校長の権限と責任においてこれまでどおりやっていきますので、後退はないものと私は確信しております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上でしょうか。

－なしの声あり－

○堀内委員長

ほかにごいませんでしたら、教育長報告事項（６）までにつきましての審議を終了いたします。

次に、教育長報告事項（７）及び議案第６号及び第７号でございます。先ほど申し上げましたとおりに、個人のプライバシー等を含んだ内容でございますので、こちらにつきましては、非公開で審議をいたしたいと思えます。

議決は、挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

○堀内委員長

挙手全員です。賛成の方が３分の２以上でございますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をとります。ただいま１４時５５分でございますので、１５時１０分まで１５分間の休憩といたしたいと思えます。

午後２時５５分 休憩